

困ったときは…

「子育て」と「運転」のフロが運行する **子育てタクシー** をご利用ください

子育てタクシーとは？



保育園での実習や日本赤十字社の小児救急講習、妊婦ジャケットを着用した実習など、専門の研修を受けたドライバーが運行するタクシーです。

- ◇通常の保険では対象とならない、乗車中以外のケガにも対応する保険に加入しています。
- ◇チャイルドシートやジュニアシートも準備しているので安心です。

例えば、こんなときに

- ◇子ども連れの買い物は荷物が多くて…。
- ◇雪道の運転が不安…。
- ◇子どもが、夜に限って急に熱が出るのよね…。
- ◇急な残業になった。祖母が面倒をみってくれるけど、車の運転ができない…。
- ◇塾へ送迎なのに、下の子が病気に…。
- ◇あっ、陣痛！運転できないし荷物もあるのに…。

※『子育てタクシー』の名称及び標章は「一般社団法人全国子育てタクシー協会」の登録商標です。

利用するには

- ◆原則として、事前の登録手続きが必要です（利用時にスムーズな配車が可能となります）。緊急事態はいつ起こるかわかりません。利用したいタクシー会社に事前に登録手続きをしてください。
- ◆利用する前に、登録したタクシー会社に予約をしてください。

*白鷹運行エリアのタクシー会社は

(株)朝日観光タクシー ☎ 85 - 2028
(株)中央タクシー ☎ 84 - 2157



■問い合わせ 健康福祉課子育て支援係
☎ 86 - 0212

福祉灯油券を交付します

町民生活の経済的な負担を軽減するため、福祉灯油券を交付します。

◆福祉灯油券の交付対象世帯

交付対象世帯は、平成26年11月27日現在で白鷹町に住民票があり、世帯全員が平成26年度の町民税が非課税で、かつ次のいずれかの要件に該当する世帯です。

- ① 70歳以上の方（昭和20年3月31日以前に生まれた方）のみで構成されている世帯
- ② 重度心身障害者医療証が交付されている世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 準要保護認定世帯

※ただし、世帯全員が、施設入所や長期入院、他の親族の家に移る等により冬期間不在となる世帯や、生活保護受給世帯は交付対象となりません。

◆福祉灯油券の内容

- * 1世帯につき5,000円分（1,000円分が5枚）の福祉灯油券を交付します。
- * 利用期限は、平成27年3月31日です。
- * 福祉灯油券は、右欄に記載のお店で利用できます。灯油代を支払う際に、券を利用してください（おつりは出ません）。

◆申請方法

- * 交付対象となる可能性がある世帯には、案内と申請書を郵送します。
- * 交付要件を満たす場合は、申請書に必要事項を記入し、健康福祉課福祉係へ提出してください。健康福祉課にお持ちいただくか、お近くの民生委員児童委員、または役場職員に渡していただいても結構です。
- * 交付申請期限は、平成27年3月31日です。

灯油券が利用できる 町内の灯油取扱店

- (株)佐藤燃料店
- (株)JAサービスおきたま白鷹給油所
- (有)カク上山口商店
- (有)松下商店
- (有)大三燃料店
- (有)迎田商店
- 丸川燃料店
- 遠藤商店
- ダイマル商店
- 高田商店
- 栄光グループ山形
- (株)喜助 白鷹営業所

■問い合わせ 健康福祉課福祉係 ☎ 86 - 0111